



NO. 150 (通号 241 号)
令和 2 年 9 月号

くらしのフレッシュ便

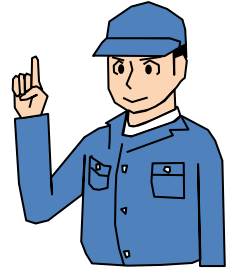
相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

排水管の高圧洗浄をきっかけにした点検商法に注意！

〈相談内容〉

独居で高齢の母親から電話があり、「昨日、突然男性が家に来て、『市役所から来た。排水管の点検でこの辺をまわっている。排水管が汚れているので洗浄をしないといけない。』と言った。市役所から来たということなので信用し、作業をお願いした。作業が終わった後に業者は床下に潜った。代金は約 5 万円と言われて支払った。」と言った。市役所職員が個人宅の工事をするため訪問することはないと思ったので、業者に電話をして苦情を言い、返金を求めた。業者は返金には応じられないと回答したが、返金してもらうことはできないか。
(50 歳代 女性)



〈アドバイス〉

訪問販売の契約であれば、クーリング・オフの対象となることを説明しました。施工承諾書にはクーリング・オフに関しての記載があり、センターから業者に電話をし、本件をクーリング・オフすることを伝えました。業者に返金方法を確認したところ「現金書留で契約者に返金する」と回答があり、その旨を相談者に伝え、クーリング・オフ書面をハガキで送るように伝えました。翌日、相談者から返金されたと報告がありました。

「点検させてほしい」と訪問してくる業者には安易に対応しないようにしましょう。

消費者が容易に確認できない床下や排水管、屋根瓦などを点検し、不安をあおって高額な工事などを勧める手口を点検商法と言います。業者の話をうのみにして、すぐに契約をするのではなく、家族や身近な人に相談するなどして、慎重に対応しましょう。

その場で契約をせず、複数の事業者から見積もりを取りましょう。

近所の工務店などの複数の事業者から見積もりを取って、比較検討をしましょう。困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン（☎188）にご相談下さい。

生活情報ファイル

台所用品による子どもの事故に注意！

外出自粛やテレワークなどにより、在宅時間が長くなり、自宅で家族そろって料理をする機会が増えた方も多いのではないのでしょうか。料理中の子どもの事故を防ぐために次の点に注意しましょう。



一緒に料理をする際は、子どもから目を離さないように注意しましょう。

保護者が台所を離れる際には、子どもに料理をいったんやめさせたり、危険な使用方法をしないように言い聞かせましょう。

刃物や火を扱うときには、その危険性について子どもと一緒に確認しましょう。

年齢が上がるにつれて、子どもだけで料理をする機会が増えてきます。普段から刃物や火器の取り扱いの注意点をきちんと教えましょう。

Q. フリーマーケットアプリ（フリマアプリ）について適切なものを選びなさい。

1. 未成年者はフリマアプリで取引することはできない。
2. フリマアプリには取引相手に自分の住所を公開しなくてもやり取りできる仕組みがある。
3. トラブルが起きた場合はフリマアプリ運営業者がすべて補償してくれる。
4. 出品されている商品を期限内に最高価格で入札した人がその商品を購入できる仕組みである。

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

副業サイトでのトラブルに注意！

「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったため、副業や内職を探していたらトラブルにあった」といった相談が増加しています。副業サイトに登録をして、やり取りをする中で「短期間で数百万円の利益が上がる」と強く勧められ、高額な情報商材を購入してしまったという事例も報告されています。



相談例

新型コロナウイルスの影響で収入が減少したため、インターネットの副業で収入を得ようと思い、ランキングサイトで1位になっていた事業者のSNSに登録した。最初に1万円の入門書を購入すると、転売で稼ぐ方法が記載されており、詳しい方法は電話予約して聞くことになった。予約した日時に電話がきて、「在庫を抱えることなく転売する方法や売れ筋商品などを教えるサポート契約をすれば1か月で契約額くらい稼げる。」と言われ、60万円を支払った。実際に詳しく話を聞いたら、とてもそんなに稼げるとは思えないものだった。

「簡単に稼げる」「確実に儲かる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。こうした副業の多くは、支払ったお金を超える利益が得られるようなものではありません。勧誘されて、すぐに契約をするのはやめましょう。また、実態や仕組みがよく分からない副業サイトには登録しないようにしましょう。

やりとりをしている相手を安易に信用せず、冷静に判断するようにしましょう。事業者は言葉巧みに勧誘してきます。お金がないと言うと借金を勧めて契約させるケースもあります。勧誘を受けてもすぐに契約はせず、慎重に対応しましょう。

あやしいと思ったときはすぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。仕事を探していたのに多額の契約をしてしまった場合や、おかしいなと感じたときはすぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談下さい。

「試してみよう、消費者力！第6回」解答と解説⇒（正解—2）

未成年であっても親の同意を得ていれば取引できるものが多い。トラブルがあった場合、補償対応されることもあるが、対応は運営業者によって異なる。4はインターネットオークションの説明である。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。